

屋外広告物許可申請 提出書類一覧表

■申請に必要な提出書類は下記のとおりです(滋賀県屋外広告物条例施行規則に基づく)。

区分	提出書類	必要部数	確認欄
新規申請	屋外広告物許可申請書(正・副)(様式第2号)	正副各1部	
	表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺1/5,000以上のもので、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの)		
	色彩および意匠を明らかにした図面		
	形状、寸法、材料、および構造を明らかにした仕様書および図面		
	土地または建築物等との関係を明らかにした配置図		
	周囲の状況がわかるカラー写真		
	景観配慮事項自己評価書(様式第1号の2)		
	景観シミュレーション画像(合計面積が規定で定める面積を超える場合に限り(裏面参照))		
変更申請 (改装・改造、移転等)	屋外広告物変更許可申請書(正・副)(様式第2号)	正副各1部	
	表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺1/5,000以上のもので、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの)		
	当該物件のカラー写真		
	色彩および意匠を明らかにした図面		
	形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面		
	土地または建築物等との関係を明らかにした配置図		
	周囲の状況がわかるカラー写真		
	景観配慮事項自己評価書(様式第1号の2)		
	景観シミュレーション画像(合計面積が規定で定める面積を超える場合に限り(裏面参照))		
継続申請	屋外広告物継続許可申請書(正・副)(様式第2号)	正副各1部	
	表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺1/5,000以上のもので、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの)		
	当該広告物または掲出物件と周囲の状況がわかるカラー写真		
	屋外広告物安全点検調書(様式第5号)(簡易広告物、壁面等に描かれたもの、これらに類するものを除く)		
	安全点検調書の作成者になる資格を証する書類(工作物確認対象となる物件の場合に限る)		
設置者・管理者の住所・氏名を変更した場合	住所氏名変更届出書(様式第3号)	1部	
撤去した場合	屋外広告物除却届出書(様式第5号の5)	1部	
	除却後の現況写真		

<留意事項>

- 広告物の設置にあたり、以下のように他法令による手続きが必要となる場合があります。
 - ・ 広告物の高さが4mを越える場合は建築基準法による工作物の確認申請が必要です。
 - ・ 広告物を道路上に掲出する場合は、道路法による道路占用の許可(申請窓口はそれぞれの道路管理者)および道路交通法による道路使用の許可(申請窓口は所轄の警察)が必要です。
 - ・ 一定規模以上の建築物や工作物の新築(新設)や増改築を行う場合、景観法による届出(申請窓口は東近江土木事務所)が必要となる場合があります。
- 軽微な改装・改造等の場合は変更申請が不要な場合があります。
(広告物の変更がある場合は申請前に日野町建設計画課まで相談ください。)
- 更新申請は、期間満了の日の10日前までに許可を受ける必要があります。
- 新規、変更、継続の許可申請の際には申請手数料が必要となります。(別表参照)

■ 景観シミュレーション画像の提出が必要な場合

第1種地域および第2種地域	非自家用広告物等	合計面積が10㎡を超える
	自家用広告物等	合計面積が6㎡を超える
第3種地域および第5種地域	自家用広告物等	合計面積が20㎡を超える
	非自家用広告物等	合計面積が10㎡を超える
第4種地域	自家用広告物等	合計面積が40㎡を超える
	非自家用広告物等	合計面積が10㎡を超える
第6種地域	自家用広告物等	合計面積が40㎡を超える
	非自家用広告物等	合計面積が15㎡を超える
第7種地域	自家用広告物等	合計面積が60㎡を超える
	非自家用広告物等	合計面積が20㎡を超える